

公立大学法人山梨県立大学寄附講座等の実施に関する規程

(平成22年4月1日制定 法人5110号)

(趣旨)

第1条 この規程は、本学が実施する寄附講座、寄附研究部門及び寄附講演会(以下「寄附講座等」という。)に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「寄附講座」とは、所属が講座として行うもののうち教育に相当するもので、団体等からの寄附によりその運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (2) 「寄附研究部門」とは、所属が研究部門として行うもののうち研究に相当するもので、団体等からの寄附によりその運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (3) 「寄附講演会」とは、所属が行う公開の講演会のうち、団体等からの寄附によりその開催に必要な経費を賄うものをいう。
- (4) 「所属」とは、各学部、研究科、図書館、地域研究交流センター、キャリアサポートセンター及び保健センターをいう。
- (5) 「所属長」とは、前号に規定する所属の長をいう。

(設置及び運営等の原則)

第3条 寄附講座等の設置、運営又は開催は、本学における教育研究の進展及び充実若しくは本学における地域貢献の支援等を目的とし、学術に関する社会的要請、教育研究体制における流動化、国際化、学際化及び公開化の観点、若しくは地域社会のニーズ等に配慮し行う。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該講座、研究部門及び講演会における教育、研究の内容や地域貢献の内容等を示す名称を付す。

2 寄附講座等の名称には、寄附者が明らかとなるような字句を付すことができる。

(設置及び運営等の手続)

第5条 所属長は、寄附講座等を設置、運営又は開催しようとするときは、当該所属の教授会等の議を経て、次の各号に掲げる書類を添えて学長に申請する。

- (1) 寄附金申込書
- (2) 寄附講座等の概要(様式第1号)
- (3) その他、寄附講座等の実施に必要な書類

2 学長は、前項の申請があった場合には、承認に先立って寄附講座等の設置、運営及開催について教育研究審議会の意見を徴する。

3 寄附講座等の内容等を大きく変更しようとする場合の手続きは、本条に規定する手続による。

(寄附講座等を担当する教職員)

第6条 寄附講座等を担当する教職員(以下「寄附講座等教職員」という。)は、原則として、本学の教職員以外の者をもって充てる。

2 寄附講座等教職員の身分は、公立大学法人山梨県立大学との契約職員とする。

3 寄附講座等教職員の職位等は、別に定める。

4 寄附講座等の構成は教職員1名以上とし、必要に応じて補助者を雇用できる。

5 寄附講座等教職員の選考は、別に定める。その他、これに関して必要な事項は所属で定める。

(職務内容)

第7条 寄附講座等教職員は、当該寄附講座等における研究等に従事するものとする。ただし、当該寄附講座等における教育研究等に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究教育等を担当することができる。

(運営方法)

第8条 寄附講座等は、原則として、寄附講座等教職員と学内教職員とが共同で運営する

ものとする。

(経費及び事業報告)

第9条 寄附講座等に要する経費の寄附は、その存続期間に係る寄附を一括して、又は、年度毎に分割して受け入れるものとする。

2 所属長は、寄附講座等の寄附者に対して、毎年度事業報告を行うものとする。

3 第1項の寄附講座等の取扱いについては、公立大学法人山梨県立大学寄附金等取扱規程(法人第5109号)による。

(成果の公開)

第10条 寄附講座等の存続期間が終了したときは、当該所属の定めるところにより、その教育、研究等の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第11条 寄附講座等に関してこの規程及び他の学内規程に定めのない事項については、その性質に反しない限り、一般の講座の例による。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。